⑷　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋(モノレール及び新交通は除く)であること。
②　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。
③　最大支間長が25m以上であること。
ただし、上記①～③は同一工事であること。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した、上記①、②の施工実績を有すること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①、③　第１号２⑺①、③に同じ。
②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。
㋒　最大支間長が25m以上であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有していること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
３　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「コンクリートの品質管理に係わる具体的な施工計画」
㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ。
⑤　②㋐の「コンクリートの品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切な場合は欠格とする。
⑷　⑵②㋐「コンクリートの品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。
４　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①、②　第１号４⑹①、②に同じ。
③　郵送等による入札の受領期限は、平成24年９月10日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成24年９月13日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
５　第１号５に同じ。
６　Summary
⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (no. 1).
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Shin-Hisayoshi Bridge.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月11日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　難波　喬司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第７号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　苅田港（本港地区）航路(－13m)浚渫［暫定－12m］工事(電子入札対象案件)
⑶　工事場所　福岡県京都郡苅田町港町地先及び鳥越町地先
⑷　工事内容　浚渫工　ポンプ浚渫　約364,000㎥（ＮＥＴ）土捨工　浮上零号設置・管理・撤去　１組、立上がり零号設置・管理・撤去　１組、排砂管設置・管理・撤去　１式（約7.5㎞）＜排送距離約8.0㎞＞、フロータ管設置・管理・撤去　１式（約480m）、異物分別対策設備設置・管理・撤去　１式　探査工　潜水探査　約700㎡（想定）
⑸　工期　平成25年３月22日まで
⑹　使用する主な資機材　ポンプ浚渫船
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照。)
⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
⒀　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。
⒁　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。